

○議事日程（令和２年３月19日最終日）

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
- 日程第２ 議会運営委員会の報告
- 日程第３ 諸般の報告
- 日程第４ 議案第１号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第５ 議案第２号 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第６ 議案第３号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第７ 議案第４号 養老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第８ 議案第５号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第９ 議案第６号 養老町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第７号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第８号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第９号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第10号 町道路線の変更について
- 日程第14 議案第11号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について
- 日程第15 議案第12号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第４号）
- 日程第16 議案第13号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
- 日程第17 議案第14号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
- 日程第18 議案第15号 令和２年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第19 議案第16号 令和２年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
- 日程第20 議案第17号 令和２年度養老町一般会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和２年度養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和２年度養老町簡易水道特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和２年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和２年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和２年度養老町上水道事業会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和２年度養老町公共下水道事業会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和２年度養老町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第28 議案第25号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計予算
 日程第29 議案第26号 令和2年度養老町介護サービス事業特別会計予算
 日程第30 議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第31 同意第2号 副町長の選任同意について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 渕 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	大 倉 修
住民福祉部長兼 健康福祉課長	久保寺 利 明	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	田 中 実
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 心 得	問 山 剛
産業建設部長兼 水 道 課 長	田 中 一 也	特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	川 地 憲 元
産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也	産 業 建 設 部 建 設 課 長	高 橋 正 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西 川 敏 明

教 育 委 員 会
生 涯 学 習 課 長

西 脇 直 樹

消 防 長 三 和 隆 夫

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長

廣 澤 幸 雄

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

藤 田 勝 彦

議 会 事 務 局 書 記

稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前 9 時 30 分)

○議長（長澤龍夫君） おはようございます。

令和 2 年第 1 回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（長澤龍夫君） ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから令和 2 年第 1 回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 127 条の規定によって、1 番 西脇康君、2 番 清水由美子君を指名します。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第 2、議会運営委員会の報告をお願いします。

3 月 18 日、定例会 2 日目終了後に議会運営委員会が開催され、本定例会終了日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 岩永義仁君。

○議会運営委員長（岩永義仁君） それでは、報告いたします。

昨日 3 月 18 日、定例会終了後に、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、令和 2 年第 1 回養老町議会定例会最終日の日程等についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了後に、副町長の選任同意についての議案を上程し、審議することに決定いたしました。

審議方法につきましては、議事日程の日程第 31、副町長の選任同意についてについては、議題として上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、人事案件につき討論を省略することとし、採決を行うことに決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

監査委員から養老町監査基準の提出が議長にありました。また、休会中に各常任委員

会及び予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については後ほど各委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第４、議案第１号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第17、議案第14号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）までの14議案を一括議題といたします。

この14議案は、各常任委員会の所管事項ごとにこの委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 野村永一君。

○総務民生委員長（野村永一君） それでは、総務民生委員会の報告をいたします。

去る３月５日、各委員並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正８件、令和元年度養老町一般会計及び一般会計補正予算２件の合計10件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第１号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について及び議案第２号 養老町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第３号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてに関しましては、町内の対象施設はの問いに対して、町内に対象となる製造所はありませんが、関係するものとして、船附地内の水素ステーションがありますとの回答でした。

次に、議案第４号 養老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第５号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、５・６年生の対象者数と、それに伴う予算額はの問いに対して、対象者数については、アンケートを取ったところ、来年度５・６年生になる児童の59人が希望していることから、実際の利用者は50人程度を想定している。予算額については、５・６年生の経費として消耗品を60人分、２か月ということで２万4,000円を計上している。なお、一般財源については、おやつ代のカットによって持ち出しは減っている。なお、指導員として今回は高校生のバイトや大学生、学校支援員にもお願いして入ってもらおうと考えているとの回答でした。

新型コロナウイルスに関係して、今後休みが延びた場合の対応はの問いに対して、今回の状況になって子供たちや保護者の動きが大変心配されたが、留守家庭の利用者数は登録者数より少なく、教育委員会や学校への問合せも１件のみであったとの回答でした。

次に、議案第6号 養老町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第7号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、3歳未満の非課税世帯の対象者数はの問いに対して、10月1日現在、対象者数はゼロ人との回答でした。

次に、議案第8号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第12号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第4号）の歳出に関しましては、プレミアム商品券の対象者4,825人のうち利用者1,500人ということで3分の1ほどの利用しかなかった理由はの問いに対して、申請件数が低かった理由としては、今回、申請から券を買うまでに手続が1つ増えたことや、低所得者向けであるにもかかわらず自己負担分が発生するという制度上の問題、また商品券の取扱いが町内の指定店舗に限られていることも考えられるとの回答でした。

地域密着型サービス等整備助成事業3,920万円減額の理由はの問いに対して、第7期介護保険事業計画において小規模多機能型居宅介護施設を整備する計画になっていたため、2回に分けて募集を行ったが、応募がなかったためとの回答でした。

次に、歳入に関しましては、3. 補助対象とならず、児童福祉費補助金280万1,000円を減額した事業とはの問いに対して、保育補助者雇い上げ事業、保育体制強化事業、保育所等業務効率化推進事業の3事業との回答でした。

児童福祉使用料613万6,000円減額の理由はの問いに対して、利用者数が見込みよりも上半期42人、下半期18人減少したことと、毎年所得によって保育料の階層が決まるが、その階層が把握していた平均の額よりも少なかったためとの回答でした。

次に、議案第13号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関しましては、医療給付費9,163万円増額になった理由はの問いに対して、毎月医療費に基づいて県に払う交付金が見込みよりも毎月1,000万円ずつくらい多かったためとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の一部改正8件、令和元年度養老町一般会計及び特別会計補正予算2件の合計10件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属以外の議員からの審査の経過及び結果に係る質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 水谷久美子君。

○産業建設委員長（水谷久美子君） 去る３月５日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました町道路線に関すること２件、令和元年度特別会計繰入れの変更１件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算２件、合計５件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。まず、議案第９号 町道路線の認定についてに関してであります。

１．具体的な内容はの問いに対して、この路線は、県道養老・平田線交差点改良時に大垣養老公園線バイパス、通称ジャンプ台の側道として県が整備されたものであるが、その後、県から町へ移管したいという話があり、今回譲渡認定をするものとの回答でした。

２．大垣養老公園線バイパスの開通の見通しはの問いに対して、県大垣土木事務所に確認したところ、一昨年あたりから用地買収が動き出しているが、最短でも５年くらいは整備にかかるとの回答でした。

次に、議案第１０号 町道路線の変更についてに関してであります。

１．具体的な内容はの問いに対して、飯ノ木地内の路線についてはエイキットから分社化したＪＴＬ株式会社（JAPAN TESTING LABORATORIES）、様々な企業からの開発品の信頼性を評価する技術サービスをなりわいとする企業ですが、ＪＴＬ株式会社について開発許可が２月２７日に下りたため、路線を一部廃止し、ＪＴＬ株式会社に売却するもの。また、直江地内の路線については、平安伸銅から造成工事を行いたいという申出があり、現地確認を行ったところ、町道の認定が一部あることが判明したため、路線を一部変更するものとの回答でした。

次に、議案第１１号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてに関しては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第１２号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第４号）に関してであります。

１．機構集積協力金交付金事業費８２７万９、０００円増額の内容はの問いに対して、今年度、桜井地区で今まで集落営農でやってみえたところが法人化されたため、新たに集積が行われたものとの回答でした。

２．競争力強化生産総合対策条件整備事業６５７万３、０００円減額の内容はの問いに対して、農機具の助成として当初予算を計上していたが、補助事業からリース事業に変わったた

め、町を通さず農業者へ直接交付されることとなったものの回答でした。

３．有害鳥獣駆除事業の実績予想はの問いに対して、イノシシは豚熱の影響で130頭ほど見込んでいたが10頭ほどになり、鹿は600頭ほど見込んでいたが320頭ほどになるとの回答でした。

４．建築物等耐震化促進事業の内容はの問いに対して、耐震診断に関する補助金のことであるが、木造住宅の耐震診断が３件で、それ以外に大きな工事箇所はなかったことにより減額したとの回答でした。

５．産地パワーアップ事業補助金の繰越明許費14億175万円の内容はの問いに対して、今年度中にサラダコスモの工場建設が完了できないために繰り越すもので、金額については工事請負事業者の着手金として30%を払った残りになる。なお、11月か12月までには完成する予定との回答でした。

６．道路新設改良費の繰越明許費１万1,000円の内容はの問いに対して、もともと津屋川改修工事と併せて堤防の天端の町道拡幅工事を県に委託していたものであるが、県の工事発注が遅れ、年度内の完了が困難となったため、実際できた堤防の一部について町の負担金５万3,000円のうち１万1,000円を県の予算措置に応じて繰り越すものの回答でした。

次に、議案第14号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）に関しては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました町道路線に関する２件、令和元年度特別会計繰入れの変更１件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算２件、合計５件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員からの審査の経過及び結果に係る質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

各常任委員会に対する質疑は終わりました。

これより、議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第４、議案第１号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号 養老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号 養老町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定

することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号 町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第10号 町道路線の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第11号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第12号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第13号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第14号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（長澤龍夫君） 続いて、日程第18、議案第15号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第30、議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの13議案を一括議題といたします。

この13議案は予算特別委員会に付託し、審査されましたので、委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 大橋三男君。

○予算特別委員長（大橋三男君） それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月9日・10日の2日間にわたり、予算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました令和2年度一般会計及び各特別会計など11件の歳入歳出予算並びに特別会計の繰入れ2件について審査をしましたので、結果を報告いたします。

委員会では、部署ごとに課長・係長等への質疑を行っていき、最後に町長をはじめ特別職などへの質疑と各委員での討論・採決・報告協議を行いましたので、主立った審査内容について報告をいたします。

最初に、議案第15号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて及び議案第16号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての2議案は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第17号 令和2年度養老町一般会計予算の主な論点は次のとおりです。

総務費関係といたしては、1. ふるさと納税が前年度より増額になっているが、現在の職員体制と専門部署を新設する考えはの問いに対しましては、業務に当たる職員数は12月から1月の繁忙期は4.3人、それ以外の月はおおむね1.1人であり、年平均にすると1.6人である。また、専門部署の新設については、特命事項推進チームの中で機構改革について検討しているので、全庁的に考えていきたいという回答でございました。

2. 新しい地域自治町民会議を設立するための予算措置は。また、設立6年目を迎える上多度地域自治町民会議に指定管理者制度を導入する考えはの問いに対しましては、

養老地区が設立準備をするための経費を予算計上した。また、上多度地域自治町民会議を上多度自治会館の指定管理者とすることについては、公共施設等総合管理計画の中で自治会館の必要性自体について議論しているため、個人情報の取扱いなどの各種条件も整った上で可能となればお願いするように進めたいという回答でございました。

3つ目、個人番号カードの交付率は、また個人番号交付事業補助金が1,200万円増額となった要因はの問いに対して、令和2年1月31日現在、交付率は9.38%である。また、交付事業補助金の増額の要因は、個人番号カードの普及に向けた国民健康保険証との一体化や、マイナポイント取得などにより個人番号カードの取得急増が見込まれたためという回答でございました。

4つ目、いわゆるサポカー補助金の内容はの問いに對しましては、サポカー補助金とは、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い抑制装置などに対する国の補助金であるが、町では県の要綱に基づいて国の補助金に上乗せして1万円を補助する。なお、個人負担として最低1万円程度を想定しているという回答でありました。

次に、民生費関係といたしましては、1つ、来年度の地域福祉センターの方針はの問いに対しては、上多度公民館ができて避難所としての必要性もなくなったため、廃止等や、可能であれば売却も考えていきたい。なお、来年度予算として、草刈委託料8万4,000円と火災保険7万円のみを計上しているという回答でございました。

なお、来年度中にはその方針を決めてもらうよう要望をいたしております。

2つ目、新しく設立される私立保育園の内容は。また、建物全体の総事業費と補助割合はの問いに對しましては、令和3年4月1日に高田地内に開園を予定している未満児を対象とした私立の小規模保育所で、認可は町で行うもの。具体的内容は認可の段階で決めていくが、障害児保育についても今後検討し、可能であればお願いしたい。建物の総事業費は2,561万6,250円で、そのうち国が2分の1、町が4分の1を補助するという回答でございました。

次に、衛生費関係並びに労働費関係についての質疑はございませんでした。

続きまして、農林水産業費関係でございますが、1番、大巻と室原の県営圃場整備事業の事業計画は。また、計画に対するアンケート結果が出た後の考え方はの問いに對しましては、県営圃場整備事業の事業計画については、大巻地域、室原小栗栖地区ともに令和2年度と令和3年度の2か年で調査設計を行い、令和4年度に実施設計、順調にいけば令和5年度から工事着手していく計画となっている。また、大巻地区を対象に12月末から1月下旬までアンケートを実施したところ、おおむね事業を実施するには前向きな回答が寄せられ、ほぼ理解を得られているため、今年9月までに仮同意聴取を取っていききたい。室原小栗栖地区は、ほぼ同意は済んでいる状況なので、アンケートは行わずに事業に入るという回答でございました。

2つ目、減歩の調整方法はの問いに對しましては、減歩については仮同意聴取を取っ

ていく中で事業に参加、賛同していただける方の意向を踏まえて整理してみないと、一般的に何%ということはいいにくい。過去のほかの基盤整備の数値を参考に示させていただいているので、皆さんにその判断をお願いすることになるという回答でございました。

3つ目、新規事業である水みちの連続性推進事業の実施箇所はの問いに対しましては、実施箇所については、牧田川用水と石畑川の合流地点で、養老警察署の歩道橋を越えた辺りのエリアである。その後、そこから二、三年かけて上流へ向かっていく計画であり、その状況を見てから町内全域に広げるかどうかを判断したいという回答でございました。

次に、商工費関係といたしましては、ふるさと養老観光宣伝費が縮小となった理由はの問いに対しまして、今年度実施した養老サービスエリアの情報発信事業として145万6,000円経費がかかっているが、3店舗出店した売上が7万円弱であったことと、ガイド紙の無料のクーポン券の実績も上がってこなかったため、来年度は実施せず事業内容を検討していきたいという回答でございました。

また、なお、観光パンフレットやガイド紙程度は置いてもらうように要望をいたしております。

3番目、特産ブランド認証事業のPR動画の内容はの問いに対しましては、今年も特産ブランドを3品目追加したところであるが、古くなった動画の更新を岐阜放送にお願いするもの。なお、これまでに作成したPR動画はいろいろなイベントに行った際も自由に見られる動画としてPRしていくという回答でございました。

次に、養老山頂登山道維持管理費の内容はの問いに対しては、町では三方山までの登山道を維持管理しているところであるが、月1回点検に入ってもらい、簡易な補修や看板の付替えなどを実施しているという回答でございました。

次に、土木費関係でございますが、1つ目、老朽化危険空家除去事業の中身はの問いに対しては、もともと昨年9月の県議会の老朽化危険空家に関する一般質問において、各市町村において県の要綱の補助金を活用するよう要望があったものであり、その後、県からの要請に基づき当町でも1件につき30万円を上限とする補助金を創設したものであります。なお、現在は3件の相談を受けているという回答でございました。

2つ目、社会資本整備総合交付金事業の内容はの問いに対しましては、事業計画として4点あり、1つ目、蛇持・角田線の歩道橋設置の継続事業、2つ目、根古地・三ツ屋線の歩道橋設置事業、3つ目、公共幹線道路の舗装補修工事、4番目、南濃・関ヶ原線から上多度プラザまでの設計業務であるという回答でございました。

3つ目、地元における河川の堤防除草に対する町の考え方はの問いに対しましては、県や町としては可能な限り地元でお願いしたいと考えているが、各地区から高齢化により除草できないという要望があったため、県と協議を重ねたところ、今年度からは県へ返還すれば県で除草を行うということになりました。今後、そのような要望があれば個

別に相談いただきたいという回答でございました。

次に、消防費関係でございます。

常備消防維持管理運営事業の返還金が発生した理由はこの問いに対し、平成30年度の予算を大垣市に請求する際、人件費及びそれに関する経費を定員64名で算出していたが、実際は60名であったため、大垣市と養老町の負担割合に応じて大垣市に返還するという回答でございました。

2つ目、非常備消防維持管理運営事業の見直しの内容はこの問いに対しましては、再来年度から消防団の組織を見直し、部を廃止して団ということになるため、小型ポンプについても現状の数が必要かどうか見直すこととなったという回答でございました。

次に、消防団訓練事業の中で、とびはしごの予算額はこの問いに対しましては、とびはしごの訓練費用として58万8,000円を予算計上した。なお、とびはしごは新入団員の加入促進の一環として活動しているという回答でございました。

次に、教育費関係でございます。

1つ目、小学校の学校給食費の中で牛乳の補助を廃止した理由はこの問いに対しましては、町の予算編成方針に従った予算編成をするに当たり、事業の見直しを行ったところ、牛乳の補助は他市町でもそれほど利用されているところはないと聞いているため、今回廃止することにした。なお、校長会と教育委員会での了解は得ているという回答でございました。

2つ目、養老町レクリエーション協会立ち上げの経緯はこの問いに対しましては、もともと県内で設立されていない市町村が当町を含めて4市町村あったため、県からの依頼で設立することとなった。現在、県のレクリエーション協会が中心になって設立の準備を進められており、設立総会を3月21日に予定されているということでございますが、これはそういう回答ではございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止でございますので、設立総会というのは延期をされておるということでございます。

3番目、健康セミナーの開催場所、実施回数、対象者はこの問いに対しましては、開催場所は中央公民館中ホール、実施回数は年4回、対象者は町民全体であり、広報やケーブルテレビ、町ホームページで募集する。なお、ライザップのトレーナーにも来ていただくという回答でございました。

次に、歳入としてでございますが、1つ目、次年度の徴収推進室の人員配置と効果はこの問いに対しまして、今年度、県税事務所に1名派遣し、1名増員となっており、来年度も引き続き県税事務所に1名の派遣をお願いしている。また、効果については、少なくとも前年度の収納より上がることを最低限の目標として努力しているという回答でございました。

2つ目、臨戸徴収を実施する予定はこの問いに対しましては、昨年度の夏に臨戸徴収を実施したところであるが、今年2月に町内で振り込め詐欺の未遂事件があったため、方

法を十分に考えながら実施していきたいという回答でございました。

次に、議案第18号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 県への納付金が減少した要因はの問いに対しましては、令和元年度の国の交付金算定では、被保険者数の推定値がかなり多く見積もられており、今年度は国が現実に即して算定方法を改めたため。また、昨年度は前期高齢者交付金がかかなり多かったが、今回は県全体として落ち着いてきたためという回答でございました。

次に、議案第19号 令和2年度養老町簡易水道特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第20号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

次年度の新食肉基幹市場の進捗状況はの問いに対しましては、平成30年度と31年度は、促進協議会が豚熱等の影響でほぼ動いていなかった。促進協議会の会長が全農本部長に代わってから県等に働きかけを行っていただき、3月24日には関係首長、促進協議会幹事、県知事を含めた会合が開催される予定である。それに町のほうも歩調を合わせて動いていきたいという回答でございました。これにつきましても、3月24日は未定だというふうに考えております。

次に、議案第21号 令和2年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算及び議案第22号 令和2年度養老町上水道事業会計予算の2議案に対しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第23号 令和2年度養老町公共下水道事業会計予算の主な論点は次のとおりです。

雨水ポンプ場建設工事及び床排水ポンプ更新工事の場所はの問いに対しまして、雨水ポンプ場建設工事については、高田橋から300メートルぐらい上流にある平安伸銅の前にポンプ施設を造るもの。また、床排水ポンプ更新工事については、下水処理場地下室にある排水ポンプ設置とのことで回答がございました。

また、次に議案第24号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第25号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1つ、介護サービス給付費の住宅改修費943万9,000円の根拠はの問いに対しまして、前年度実績を基に1件当たり20万円を上限として算出した。なお、今年度の実績予想は72件、昨年度の実績は54件であったという回答でございました。

2つ目、一般介護予防事業のキラリ！脳活教室委託事業を自主運営とした理由はの問いに対しましては、これまで業者に頭と体の体操を委託していたが、職員も一緒に参加

してノウハウを吸収していくこと、また参加しているだけではなく地域にリーダーをつくる方針に方向転換をし、新年度はリーダーを集めて脳活教室を実施して地域へ広めていきたいという回答でございました。

次に、議案第26号 令和2年度養老町介護サービス事業特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

保険料の均等割・減額割の改正内容はの問いに対しましては、平成31年度に均等割軽減が改正され、令和2年度には8.5割軽減されている方が7.75軽減に、年金収入が80万円以下で令和元年度8割軽減されている方が7割軽減に変更となる。なお、軽減割合が圧縮された分、保険料は上がるという回答でございました。

次に、最終質疑の主な論点でございます。

1つ、予算全体でコンサルへの委託を減らす検討はの問いに対しまして、今年の予算審議の中でいろいろな計画についてコンサルに委託する必要があるかどうかを随分と問題にしたところである。職員でできる部分はコンサルへの委託を確実に減らしていきたいという回答でございました。

2点目、予算の5%削減に当たり、部内における包括的な予算の組立て議論はの問いに対しましては、部内では5%は既存の事業の中でもう少し絞れば可能ではないかということで議論はされているという回答でございました。

また、その他といたしまして、庁舎内の職場環境に関して、職員から声を出しての挨拶がないという意見がございましたので、申し添えます。

以上、審査に付されました令和2年度一般会計及び各特別会計等の11件の歳入歳出予算並びに特別会計の繰入れ2件についての議案については、このような質疑・討論を経て、採決の結果、全て挙手全員により原案のとおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、総括質疑が終了しており、また委員会所属外の議員がいないことから省略いたします。

これより暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

これより、順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第18、議案第15号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入

れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第16号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第17号 令和2年度養老町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第18号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第19号 令和2年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第20号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第21号 令和2年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第22号 令和2年度養老町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第23号 令和2年度養老町公共下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第24号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第25号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第26号 令和2年度養老町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第31、同意第2号 副町長の選任同意についてを議題といたします。

川地憲元君には退出を許可します。

〔特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長 川地憲元君 退場〕

○議長（長澤龍夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま追加上程を賜りました同意第2号 副町長の選任同意について御説明をさせていただきます。

同意第2号 副町長の選任同意について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により次の者を副町長に選任したので同意を求めるものとする。令和2年3月19日提出。養老町長 大橋孝。

記、住所、岐阜県養老郡養老町室原544番地1。氏名、川地憲元。

副町長の柏渕裕昭氏が一身上の都合により、令和2年3月31日付で辞職されることになり、その後任に現特命事項推進監兼企業誘致・商工観光課長の川地憲元氏、51歳を副町長として選任したいので、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間となります。

以上で、同意第2号 副町長の選任同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 4点についてお尋ねいたします。

今回の本案上程に際しては、誠に不快感を覚えております。

そもそも人事案件、特に町三役である副町長、教育長がお2人も任期途中での突然の辞任劇、町政の汚点となることに疑いの余地はありません。

人事については、本来1か月前に議会に対して提案されるべきと思っております。議会軽視も甚だしいと思いますが、町長の見解を求めます。

2点目として、この辞任劇、ある面では町長の任命責任があると思いますが、どう考えているのか。また、町民に対しても説明責任をどう果たされていくのか伺います。

3点目、昨年9月定例会、私の一般質問で岐阜県との職員派遣制度の活用を求めると

提案しました。平成27年から3年間にわたり県から2名の相互派遣による人材交流をされ、県とのパイプを太くしたい、太くするためにこの制度を活用したと。結果、人材交流の効果は非常に高く評価されており、機会があれば将来的に検討していく方向で考えていると回答されておりますが、この点について県との人事交流は考えられなかったのか。また、県とのパイプは十分なのかお尋ねします。

最後に4点目ですが、川地氏の地方公務員としての人物評価はどうされておるのか、また町政の何を期待して任命されるのか、以上4点について見解を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 4点について御質問を頂きました。

1か月前というのが規則にあるかどうかというようなことは私のほうも承知いたしておりますけれども、辞表が提出されてから、各方面からの慰留もありましたし、私そのものも慰留をいたしました。結果、柏渕氏の辞任の意思が変わらなかったということで、3月2日付の辞任受理というふうな思いであります。よって、議会等への説明ということではなく終わったということでございます。

それから、私のほうの任命責任ということでございますけれども、各それぞれ十分に働いていただけるということで任命したわけでございますけれども、長い年月の間にはそれぞれいろんな思いも出てくるかというような思いもございますので、これもやむを得ないのではないかというような気をいたしております。

それから、岐阜県からの派遣というようなことでございますけれども、パイプをつくるという意味においては非常に効果もあろうかというふうに思いますけれども、やはり町職員としてのモチベーションを上げていくというようなためにも、この町で生まれ育った人間がこの町をよくしようという思いで一緒になって取り組んでいくというのも大事なことではないかというふうに考えております。

それから、人物評価についてでございますけれども、御承知のように総務部企画政策課長の折には、養老改元1300年祭の推進室長として見事に1300年祭を仕切っていただいた一人であり、大きな評価も得ております。それから、平成31年からは産業建設部の企業誘致・商工観光課長ということで、現在、特命事項推進監の部長級ということでございます。庁舎の中で横断的な課題に取り組んでいただいておりますところでございます。各課をまたいでの調整役ということで、副町長としての役にも十分ではないかというふうに思っております。1300年祭、そして私の発案いたしました特命事項推進監、見事にやってくれておるというふうに思っております。

昔から、彼は現場重視というようなことで、町民の皆様とのこれから交流もしっかりと取ってくれるというふうに思っておりますし、何よりも、朝、彼は一番早く登庁をいたしております。これは私も今まで言ったことはございませんけれども、承知をしておいて、非常にやっぱり職員としても逸材であるというふうに思っております。

彼をおいて庁舎内からの登用ということは考えられないという思いで今回の副町長人事というふうにしたところでございます。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 川地君の人物そのものは何も僕は大丈夫だと思っておりますが、今の質問の中で、町民への説明責任ということだけちょっと抜けておりましたので、その1点だけ回答を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほど、少し申し上げましたけれども、任命するときにおいて、こういう事態になるということは想定はもちろんしておらないわけでございますけれども、長い年月の間にやはりそれぞれの思いが出てくるということで、辞任というのはやむを得ないだろうというふうにも思っております。

そういった意味で、今回同時に2人ということになりましたけれども、しっかりと今まで教育長も教育面においては十分に評価される仕事をしていただいたというふうに思いますし、また柏渕副町長も統率役としてしっかりその任務を果たしていただいたということで、残念ではございますけれども、次に新しい教育長においても、副町長においても、同じようにしっかり仕事をしていただけるということで、これから住民の皆様方にも説明をしていこうというふうに思っておりますので、御理解を頂きたいと思います。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 同一議会で執行部3名のうちの2人の特別職が辞任されるということで大変驚いておりますが、議会初日と本日の最終日というふうに、同意案件が最初と最後に分かれたということはなぜですか。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほどの説明の中でも申しましたけれども、一番当初、辞任の動きを取ったのは1月の終わりだったというふうに思っております。その間、私どもは慰留に努めたというところでございまして、正式受理が3月2日ということで、辞任やむなしと判断したのが3月2日ということで処理をいたしております。

そういったことで、初日の上程ができなかったということでございますので、御理解を頂きたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 今の御説明ですと、教育長は慰留しなかったけれども、副町長にはしっかり慰留したというふうに誤解を招きかねませんが、もう少しちゃんと説明したほうがいいかと思います。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 教育長は現職でございますので、今度の新教育長が。県との教育委員会との兼ね合いもございますので、慰留には努めておりましたけれども、決断を早くしなければ今議会に間に合わないということでございますので、そういった理由で初日提案をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより挙手による採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

川地憲元君の入場を許可します。

〔特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長 川地憲元君 入場〕

○議長（長澤龍夫君） ここで、川地憲元君の発言を許可いたします。

川地憲元君。

○副町長（川地憲元君） 議長に発言の許可をお許しいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま副町長の選任同意に対しまして御承認を賜りまして、誠にありがとうございます。

歴代、傑出されました先輩方が務めておられます副町長の責務、日々、焦心苦慮で大変プレッシャーがかかっておった毎日でございますが、身が引き締まる思いでございます。

何も取り柄のない浅学非才な私ではございますけれども、大橋町長を補佐しながら、またサポートしながら、日頃からのモットーであります町民の方々の目線、町民の立場でということをモットーに、職員の協力を得ながら、山積します課題解決に向けまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

どこの自治体でも課題である定住・移住や人口減少社会、少子高齢化、様々な問題があります。現在、第5次総合計画絆プランによりましてまちづくりを進められております。最終章ということで、来年からは新しいまちづくりビジョン、第2期の創生総合戦略が策定される予定でございます。若い方々が養老町に住んでよかった、いい町だなと

思えるようなまちづくりに微力ながら寄与してまいりたいというふうに考えております。

最後になりますが、議員の皆様には今まで本当にお世話になっております。これから
もより一層の御指導・御鞭撻を頂戴しまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。
ありがとうございます。

○議長（長澤龍夫君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は全て
終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営
委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、
議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） お諮りします。

この第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集
手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全
ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託するこ
とに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会の所管事務の調査につい
て、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会の所管事務調査について、継続して調
査・研究することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これもちまして、令和２年第１回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間御苦
労さまでございました。

（閉会時間 午前11時09分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年 3 月 19 日

議 長 長 澤 龍 夫

議 員 西 脇 康

議 員 清 水 由 美 子